

事務連絡
令和4年12月28日

各地方整備局等建設業担当部長 殿
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課長

「電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する場合に提出を省略することができる書面又は書類を定める件」の制定について

令和5年1月からの建設業許可・経営事項審査電子申請システムの運用に向け、本年8月に公布された建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第60号）により、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）を改正し、電子申請システムにより建設業許可の申請を行った場合は、申請時に提出が必要な書類のうち「国土交通大臣が定める一部の書面又は書類」について、その提出を省略することができることとしたところです。

これを受け、今般、「電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する場合に提出を省略することができる書面又は書類を定める件」（令和4年国土交通省告示第1302号）を告示し、下記のとおり、提出を省略することのできる書面又は書類を定めたので、お知らせします。

貴職におかれましては、内容を十分御了知いただき、その運用に当たり遺漏なきようお願いいたします。

記

1. 電子申請システムにより建設業許可の申請をする者は、専任技術者証明書のうち、「技術検定の第二次検定の合格証明書」及び「監理技術者資格者証の写し」の提出を省略することができることとする（合格証明書：令和5年1月10日～、監理技術者資格者証の写し：同年4月1日～）。
2. 電子申請システムにより国土交通大臣に対して建設業許可の申請をする者は、当該者が法人である場合にあっては「登記事項証明書」を、当該者が個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合に限る。）にあっては「その法定代理人の登記事項証明書」の提出を省略することができることとする（令和5年1月10日～）。

以上